

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">通信料の適用</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">(略)</th> <th style="width: 50%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有</td> <td style="vertical-align: top;"> ア～セ (略) ソ データ定額共有における(8)の2のケ又は(8)の2のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。 ただし、(8)の2のシに規定する1 G B 加算オプションに係る申出は、共有代表回線に係る契約者があらかじめ同意している場合に限り、共有対象回線 (F O M A ユビキタス又は X i ユビキタスに係るものを除きます。) に係る契約者から行うことができます。この場合において、その申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。 タ～ネ (略) </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第2表～第7表 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p> <p>附 則 (平成 27 年 8 月 11 日経企第 930 号)</p>	通信料の適用		(略)	(略)	(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	ア～セ (略) ソ データ定額共有における(8)の2のケ又は(8)の2のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。 ただし、(8)の2のシに規定する1 G B 加算オプションに係る申出は、共有代表回線に係る契約者があらかじめ同意している場合に限り、共有対象回線 (F O M A ユビキタス又は X i ユビキタスに係るものを除きます。) に係る契約者から行うことができます。この場合において、その申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。 タ～ネ (略)	(略)	(略)	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">通信料の適用</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">(略)</th> <th style="width: 50%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有</td> <td style="vertical-align: top;"> ア～セ (略) ソ データ定額共有における(8)の2のケ又は(8)の2のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。 タ～ネ (略) </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第2表～第7表 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p>	通信料の適用		(略)	(略)	(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	ア～セ (略) ソ データ定額共有における(8)の2のケ又は(8)の2のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。 タ～ネ (略)	(略)	(略)
通信料の適用																	
(略)	(略)																
(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	ア～セ (略) ソ データ定額共有における(8)の2のケ又は(8)の2のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。 ただし、(8)の2のシに規定する1 G B 加算オプションに係る申出は、共有代表回線に係る契約者があらかじめ同意している場合に限り、共有対象回線 (F O M A ユビキタス又は X i ユビキタスに係るものを除きます。) に係る契約者から行うことができます。この場合において、その申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。 タ～ネ (略)																
(略)	(略)																
通信料の適用																	
(略)	(略)																
(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	ア～セ (略) ソ データ定額共有における(8)の2のケ又は(8)の2のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。 タ～ネ (略)																
(略)	(略)																

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 19 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">通信料の適用</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">(略)</th> <th style="width: 50%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有</td> <td style="vertical-align: top;">ア～セ (略) ソ データ定額共有における(7)の3のケ又は(7)の3のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。 ただし、(7)の3のクに規定する1 G B 加算オプションに係る申出は、共有代表回線に係る契約者があらかじめ同意している場合に限り、共有対象回線 (F O M A ユビキタス又は X i ユビキタスに係るものを除きます。) に係る契約者から行うことができます。この場合において、その申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。 タ～ネ (略)</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">(略)</th> <th style="text-align: left;">(略)</th> </tr> </tbody> </table> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第2表～第7表 (略)</p> <p>別表1～別表10 (略)</p> <p>附 則 (平成 27 年 8 月 11 日 経 企 第 930 号)</p>	通信料の適用		(略)	(略)	(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有	ア～セ (略) ソ データ定額共有における(7)の3のケ又は(7)の3のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。 ただし、(7)の3のクに規定する1 G B 加算オプションに係る申出は、共有代表回線に係る契約者があらかじめ同意している場合に限り、共有対象回線 (F O M A ユビキタス又は X i ユビキタスに係るものを除きます。) に係る契約者から行うことができます。この場合において、その申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。 タ～ネ (略)	(略)	(略)	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表 通則 1～25 (略)</p> <p>第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料 1 適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">通信料の適用</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">(略)</th> <th style="width: 50%;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有</td> <td style="vertical-align: top;">ア～セ (略) ソ データ定額共有における(7)の3のケ又は(7)の3のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。 タ～ネ (略)</td> </tr> <tr> <th style="text-align: left;">(略)</th> <th style="text-align: left;">(略)</th> </tr> </tbody> </table> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第2表～第7表 (略)</p> <p>別表1～別表10 (略)</p>	通信料の適用		(略)	(略)	(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有	ア～セ (略) ソ データ定額共有における(7)の3のケ又は(7)の3のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。 タ～ネ (略)	(略)	(略)
通信料の適用																	
(略)	(略)																
(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有	ア～セ (略) ソ データ定額共有における(7)の3のケ又は(7)の3のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。 ただし、(7)の3のクに規定する1 G B 加算オプションに係る申出は、共有代表回線に係る契約者があらかじめ同意している場合に限り、共有対象回線 (F O M A ユビキタス又は X i ユビキタスに係るものを除きます。) に係る契約者から行うことができます。この場合において、その申出を行う契約者が未成年であるときは、その契約者の親権者又は後見人の同意が必要となる場合があります。 タ～ネ (略)																
(略)	(略)																
通信料の適用																	
(略)	(略)																
(7)の4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有	ア～セ (略) ソ データ定額共有における(7)の3のケ又は(7)の3のクに規定する申出は、共有代表回線に係る契約者に限り行うことができます。 タ～ネ (略)																
(略)	(略)																

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 19 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。